

実践報告

弁護士会による罪に問われた障害のある人の 「入口」支援の現状と課題

辻川圭乃

- 1 罪に問われた障害のある人の「入口」支援とは
- 2 大阪弁護士会における入口支援の現状
- 3 大阪弁護士会における入口支援における課題

1 罪に問われた障害のある人の「入口」支援とは

1 障害のある人に対する刑事司法の実態

知的障害や発達障害、精神障害、聴覚障害、認知症といったコミュニケーション能力に障害のある人が被疑者等として、刑事司法手続の当事者となった場合、自己が置かれている状況や問われている内容が理解できないため、適切に自己を守ることができずに不利益を被ることになる。障害のある人は、自己が置かれている状況や手続において問われている事柄や内容等が理解できないことも多く、供述においても、誘導に弱く、取調官に迎合的になりがちであり、それ故にえん罪被害者とされることも少なくない。また、動機や反省の弁をうまく表現できずに、必要以上に厳罰に処せられている実態もある。

のみならず、障害のある人が、適切な福祉的支援が得られなかったり、その脆弱性に付け込まれて経済的に搾取された結果生活に窮した場合、生活苦にから軽微な万引きや無銭飲食を繰り返すことがある。その際、周囲が正し

く障害特性を理解した適切な支援をしなければ、結果として犯罪行為を繰り返し、人生の大半を刑務所で過ごしてしまうことになる。そういう人が少なからず存在することも明らかとなってきた。刑務所に収容されている者の約5分の1に知的障害の疑いがあるとも言われている（1）『法務省 矯正統計表2013年版 「新受刑者の罪名別 能力検査値」』）。

2 取調べの可視化といわゆる「出口支援」の開始

近年、このような刑事司法の実態が注目されることとなった。えん罪を防止し、自らを防御する力が弱い障害のある人の適正手続を保障するために、2011年10月から全国の地方検察庁において、2012年5月からは全国の警察署において、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者に対する取調べについて、取調べの全過程の録画の試行が始まった。そして、検察庁においては2014年10月から、試行ではなく本格的に実施されることとなった。

また、刑務所の入退所を繰り返すいわゆる累犯障がい者に対しては、刑務所からの出所時に適切な福祉的支援につなげることができるよう、刑務所内に社会福祉士を配したり、各都道府県に地域生活定着支援センターを創設するなどの法務省や厚生労働省の事業が始まっており、障害のある人が刑務所を出所する際のいわゆる「出口支援」が行われるようになった。

3 いわゆる「入口支援」への取組

しかし、障害のある人の中には、矯正施設が何たるかの意味の理解が困難で、矯正施設に入ってもまったく更生効果が期待できないばかりか、矯正施設内で不適合を起こし、却って逆効果となる者も多い。そのため、障害のある人が罪に問われた場合、矯正施設に収容するのではなく、適切な福祉的支援の下、社会において障害特性に応じた処遇をなすことの方が、はるかに効果的かつ重要である。

そこで、障害のある人が刑務所等の矯正施設から出所した後を支援する「出口支援」だけではなく、矯正施設に入れない支援をするいわゆる「入口支援」の重要性・必要性が認識されるようになった。

そのため、検察庁、法務省及び厚生労働省の各省庁において、2012年ころから「入口支援」に関する様々なモデル事業や取組が行われるようになった。

日本弁護士連合会でも、「入口支援」の重要性・必要性を訴える活動を行ってきた。2011年からは、高齢者・障がい者の権利に関する委員会と刑事弁護センターが協働して、弁護人に対し被疑者・被告人に障害があることへの気付きを促すチラシを作成、配布した。また、各弁護士会への連携依頼やアンケートの実施等により、地域生活定着支援センターとの連携体制の構築を促し、障害のある人の刑事弁護に関する研修のキャラバンを実施するなどしてきた。

2013年9月には、高齢者・障がい者の権利に関する委員会と刑事弁護センターとで横断的に組織する連絡会議を立ち上げ、罪に問われた障害のある人の適正手続の保障と権利擁護の観点から活動を行っている。

2 大阪弁護士会における入口支援の現状

1 知的障害者刑事弁護マニュアル

大阪弁護士会では、いわゆる「入口支援」が言われる前から、障害のある被疑者・被告人に対する取組みを行ってきた。その取組みとして、最初に作ったのが「知的障害者刑事弁護マニュアル」である。当時、通常の国選弁護をするうえで、被疑者・被告人の中で知的障害のある人に多く会うということがあり、それに対して障害に配慮した弁護をする必要があるのではないかという問題意識が芽生えマニュアルを作ろうという話になった。

このマニュアルは2006年に作成したのだが、その前年の2005年に宇都宮で知的障害のある男性が強盗で起訴されるという事件があった。結論としては検察官が無罪の論告をして無罪となった冤罪事件である。被告人国選弁護事件であったが、被告人に知的障害があることを当初弁護人は知らなかった。弁護人が被告人に対して強盗の公訴事実についてやったのかと問うたら、被告人はハイと答えたので、そのまま否認せずに審理が進められた。

論告の時に検察官は、「罪状は明白で証明は十分である。」と述べ、懲役7年を求刑した。ところが、この論告を聞いていた被告人の義理の父がその後に拘置所に行って、被告人に対して、本当に刑務所に7年も入らないといけなようなことをやったのかと聞いたら、被告人は「やっていない」と答えた。義理の父が「じゃあどうして『やった』と言ったのか」と尋ねたら、被告人は「それまでも何回か警察に捕まったことはあったのだが、その度に『はいはい』と言っていたらすぐに出してくれた。だが今回は『はいはい』と言っているのにちっとも出してくれない。」と述べたそうである。そのことを義理の父から聞かされた弁護人もこのとき初めてえん罪であることが分かったという事件だった。ちょうど同じ時期に、別件で逮捕された強盗犯人がこの事件も自分がやったと自供した。警察が慌てて調べたら裏付けも取れたので、結局検察が無罪の論告をして無罪判決が出た。たまたま真犯人が自供したからよかったものの、そうでなければ果たして無罪判決が出たかどうかは非常に疑問で、冤罪のまま刑務所に入れられた危険性は低くはなかったと思われる。なお、余談であるが、この義理の父は本人の年金を搾取する目的で養子縁組をしていた。論告で懲役7年と聞いて拘置所にとんでいったのは、本人が刑務所に入ると障害年金が止められてしまって、自分が困るからという理由だった。

この事件について人権救済申立てが行われたので、日弁連は、それを受けて知的障害のある人への取調べについて、検事総長と警察庁長官に対して警告を出した。警告の内容は、同様の事件を起こさないために、第一に、知的障害のある被疑者の取調べを可視化するということ、第二に、知的障害のある人の供述特性に理解のある者を取調べに立会わせること、第三に、取調官に障害を理解させる研修を受けさせるということである(2)。

日弁連の警告が出されたのが2006年の3月である。しかし、人権救済で警告を出されたからといって検察での取調べも警察での取調べもあまり変わってはいなかった。「知的障害者刑事弁護マニュアル」を作成する際には、弁護人に対しては知的障害のある人の供述特性に配慮するようにということに記載した。この宇都宮事件では国賠請求もなされたが、民事事件で証拠に出された供述調書を見ると、当初作成された調書は強盗に入った理由が理路整然

と描かれている流ちょうなものだった。しかし、真犯人が見つかった後に作成された調書は問答式で、小学生が話しているような内容になっていた。後の調書に記載されていることが、冤罪に問われた男性が本当に述べた内容である。障害のある人を弁護していると、調書で受ける印象と接見で受ける印象が全く違うことがよくあるので、注意する必要がある。今は被疑者国選ができたので、接見する前に調書を読むことはないが、被告人国選弁護の場合は調書を読んだ後で接見をするので、弁護人も予断を持たないように注意しないといけない。

2 障害者刑事弁護サポートセンターの設置

知的障害者刑事弁護マニュアルを作って、当時3,000人ほどいた大阪弁護士会所属の弁護士に配布したのだが、実際読んでくれた弁護士がどのくらいいたかはわからない。そこで、配っただけでは不十分であるので、障害理解を進めるための研修を実施することにした。ゆくゆくは、研修をして参加した弁護士を名簿化して専門弁護士の当番派遣をしようということがあったのだが、まずは研修を行った。

研修をしていく中で、いろいろな質問が出てきた。「責任能力を争うべきか」「執行猶予を争った方がいいのか」「刑務所出所後にどこに行ったらいいのか」など、障害のある人を弁護するにあたってそれぞれいろいろな悩みを抱えながら行っていることが窺われた。そこで、障害のある人を弁護する弁護人をサポートする必要があるということで、障害者刑事弁護サポートセンターを立ち上げた。もともと、サポートセンターといっても、これはハコモノではなくて、単に専用のメーリングリストを設置しただけである。障害のある人を弁護する弁護士にメーリングリストに登録してもらい、「こういう場合はどうしたらいいでしょうか」という質問があったりしたときに、助言をするという仕組みである。なお、マニュアル作成時には、特に知的障害とうたったのであるが、発達障害、聴覚障害、精神障害などさまざまな障害の人がいることから、名称も障害者刑事弁護と改め、知的障害に限らず、全障害について対象を広げた。

さらに、同サポートセンターでは、単に助言をするのみならず、精神障害

のある被疑者の場合に精神科医を紹介したり、弁護士複数選任の候補者に障害に精通している弁護士を紹介したりなども行った。2011年からは大阪社会福祉士会の協力を得て接見に同行してもらい、障害があるかどうか見てもらったり、更生支援計画を作ってもらったりということを少しずつ始めるようになった。例えば、被告人に障害がありそうだが、責任能力を争うまでもないとか、担当事件の被疑者とコミュニケーションがとれないとか、責任能力があるのかを見てもらいたいとか、執行猶予後にどこにつなげたらいいのかわからないということもあった。弁護人が、福祉機関につなげたいのだけれど、どこにつなげたらいいかわからないというときは、個別に社会福祉士を紹介したりした。

3 専門弁護士派遣制度

そうしているうちに、研修を受けた名簿の登録者が次第に増えていった。障害のある人が刑事手続きにのった場合、本当は出来るだけ早い段階で、障害特性をよくわかった弁護士が付いた方がいい。知的障害や発達障害のある人は、被誘導性や迎合性が高いという供述特性があるので、捜査機関によって供述が汚染される前に出来るだけ早く、真実を聞き取って保全するということが必要である。また、障害がある人の中には何回も犯罪を繰り返している人がいる。刑法の規定上、前に禁錮以上の刑に処せられた者の場合、刑の終了後5年以内は刑の執行猶予はつけられない。したがって、そういう場合は、起訴されてしまったら実刑しかなくなるので、起訴されないように勾留期間満了前に動かないといけない。迅速かつ的確に動くためには、障害のある被疑者には、障害のことをよく理解した弁護士をできるだけ早くつける必要がある。そのためには、できるだけ早く被疑者に障害があることを把握することが不可欠である。弁護人が就く端緒としては、当番派遣等が考えられるが、被疑者の姓名、性別、年齢等と同じように、障害があることも把握できれば、障害のある被疑者に、専門弁護士を派遣することが可能となる。

そこで、2011年5月、大阪府警、大阪地検、大阪地裁の三者に対して、被疑者に障害がある場合は教えて欲しいとの申し入れを行った。その時の反応は非常に小さかった。一番の問題は、逮捕、勾留された被疑者の障害を捜

査機関や裁判所がどのようにして分かるのかということだった。大阪府警の懸念は、もし被疑者に障害があるのに気付かずに、当番要請時に障害があることを告げなかったらどうなるのかということであったようである。そのせいか、なかなか腰を挙げてくれなかった。そこで、被疑者に障害の疑いがある場合すべてを対象とするのではなく、ともかく、被疑者が障害者手帳（療育手帳、精神保健福祉手帳）を持っている場合だけでいいから、もし持っていたらその旨当番派遣の際に付記して教えて欲しいということにした。

特に警察からは「障害があることを告げるのは個人情報に問題があるのではないか」ということも言われたが、「手帳があるということは、支援を受けることについて、包括的に了解しているということになるので、支援のために積極的に知らせてください」ということを伝えた。それでもなかなか制度として動かなかつたのだが、同年11月に、まず大阪地裁が被疑者国選弁護士人の推薦依頼書に、被疑者が障害者手帳を有していることが分かったら付記してくれることになった。

そして、2011年11月24日、第1号の派遣依頼が大阪地裁からあった。仕組みとしては、被疑者が逮捕されると、警察等からは当番派遣の依頼書が弁護士会あてに送られる。被疑者国選の場合は裁判所から法テラスに依頼書が送られる。大阪の場合は FAX で依頼書が送られてくるのだが、その「備考欄」に障害があることを書いて、弁護士会や法テラスに送ってもらえば、大阪弁護士会の担当者や法テラスの担当者から手配弁護士に伝わるようにした。手配弁護士が、障害者刑事弁護人名簿登載者の弁護人に連絡し、当番派遣が可能であればそれを弁護士会や法テラスの担当者に連絡するという仕組みになっている。その後は通常の当番派遣等の仕組みと同じである。

2011年11月から2014年3月までの約2年半で277件の派遣推薦を行った。2014年4月現在で、障害者刑事弁護人名簿登載者は約160名である。当初は手配弁護士が、派遣依頼があるたびに名簿から拾っていたのだが、現在は名簿登載者が増えたこともあって、平日2名が当番待機する体制が整った。直近3カ月で見ると、24件派遣している。1カ月平均10件くらいである。内訳は、被疑者国選と当番派遣でいたい同じ割合くらい。障害種別でいえば、精神障害が圧倒的に多く、7割程度である。

当初は、療育手帳等を所持している人についてだけでよいから教えて欲しいと申入れをしたのだが、運用を開始してみると障害者手帳を持っているだけに限らず、通院歴があるとか挙動不審など、いろいろな記載が備考欄に記された。障害種別についても、知的や精神障害だけでなく難聴、難病、身体障害、アスペルガー障害など多種多様で、ほかに性同一性障害の人も2件くらいあり、いろいろな障害のある人が制度に乗って来るようになった。また、被疑者の中には障害を持っていると自己申告する人もいる。大阪の留置場では、この仕組みで派遣される弁護士を「障害さん」と呼んでいるらしく、「障害さんは接見もよくやってくれるし、弁護も丁寧にやってくれるらしい」という噂が口コミで広まっているおり、そのためにわざわざ自己申告する人もいるようである。罪名は問わず、建造物侵入など被疑者国選の対象にならないものから、殺人や建造物等放火など裁判員裁判の対象事件と多種多様である。

4 他の弁護士会の動き

このような形で大阪では専門弁護士の派遣をやり出したのだが、その後全国の弁護士会にも徐々に広まってきており、横浜弁護士会が、2013年の10月から実施している。ただ、横浜は対象者を知的障害のある被疑者に限ったこともあり、件数としてはあまり多くなかった。そのため、現在は、精神障害のある被疑者も含めて今はやっているという。また、2014年4月からは東京の弁護士会が名簿を整備して派遣を始めた。東京は弁護士会が三会あるので調整が大変であろうと予想される。運用開始に先立って東京三会でも障害者刑事弁護マニュアルを作成している。大阪のものよりもコンパクトでまとまっている。千葉など他の単位会でも同様の動きがあると聞く。

仙台では、「チーム仙台」を作って、弁護士会から5名、社会福祉士が5名出てチームを作り、相談に乗るという仕組みを作っている。金沢弁護士会も大阪と同じようなメーリングリストを作って質問に答えるようなことを始めているそうである。

5 司法と福祉の連携（大阪モデル）

大阪弁護士会では、2014年6月1日から「大阪モデル」というものを始めた。先述のサポートセンターにあるように、社会福祉士の方に同行接見してもらっていたり、それとは別に地域生活定着支援センターの「入口」支援とも個別の連携があった。今後は大阪弁護士会、大阪社会福祉士会、大阪府地域生活定着支援センターの三者で覚書を締結して、正式に連携をすることになった。これまでは、個々の弁護士が個別に地域生活定着支援センターにお願いしたりしていたが、同センターもあまり予算が無い中で個々に依頼を受けると、依頼してきた弁護士に一から同センターの説明をするのも大変であり、時間も無いということだった。また、社会福祉士会もいろいろなどころから依頼がくると大変なので、弁護士会が窓口を一本化してやっていく必要があり、弁護士会を窓口とした連携モデルの仕組みを始めた。

まずは個々の弁護士が、自己が弁護する被疑者・被告人に福祉的支援が必要だから福祉につないでほしいと希望した場合は、「サポート相談依頼書」に記入して弁護士会の事務局にファックスやメールで送付をする。依頼書を受け取ると、事務局は、手配弁護士に知らせる。手配弁護士というのが弁護士会に15名いるのだが、毎週2人ずつ当番になって、事件ごとに事案に即して、地域生活定着支援センターか社会福祉士会に振り分けを行う。場合によっては相談支援センターや発達障害者支援センターなどの他機関につないだ方がいいいこともあり、サポート相談依頼書の内容を吟味して、どこに依頼したらいいのかということを検討して、依頼先が決まったら、手配弁護士が社会福祉士会や地域生活定着センターに連絡にする。連絡を受けた会やセンターは、具体的にどの社会福祉士や相談員が担当できるかを調整して、手配弁護士に伝える。そのようにして、手配弁護士は、個々の弁護士と社会福祉士や相談員とを引き合わせて、司法と福祉をつなぐ。

6月1日から運用が始まったが、6月中に13件の依頼があった。ある例はホームレス事案で執行猶予期間中の再犯であった。起訴されてしまうと、再度の執行猶予を狙うことは非常に困難であることが予想されたので、できるだけ不起訴に持っていけないかということで地域生活定着支援センターにつないだ。次の例は被疑者がコミュニケーションが取れなくて独り言があるということで、弁護人から障害の有無を見てもらいたいとの希望があったこ

とから社会福祉士会につないだ。次の例は被疑者が療育手帳 B2 を所持していた事案。次の例は常習累犯窃盗で生活保護受給中に窃盗の再犯をしたという保護観察付執行猶予中の再犯の事案であったが、すでに起訴されており実刑確実なので、刑務所に入って出てくるときに特別調整で地域生活定着支援センターにつなげるという道筋をつけたケースである。次の例は被疑者にアスペルガー障害があるケースだが、診断のみで福祉につながっていなかったため、発達障害者支援センターにつないだ。最後の例はホームレスで軽微な万引き事案であったが、大阪地検の検察官が新聞に載った「大阪モデル」の記事を見て、これを使ったらどうかということで検察官から依頼があった事件である。結局地域生活定着支援センターにつなげたのだが、結果的には、不起訴後更生緊急保護を利用して更生保護施設に入った。

6 司法と福祉の連携（具体例）

そのほか、司法と福祉の連携の例として、具体的な事例を紹介したい。大阪モデルが始まる以前に、先ほどのメーリングリストでつないだ事例だが、被疑者は30歳代の男性で中度知的障害があった。コンビニの店員の控室内にあったカバンから財布を窃取した事件である。保護観察付執行猶予判決を犯行の5ヵ月前にもらっており、起訴されると実刑しかないというケースであった。400円しか盗んでおらず、かつ、窃盗の意味も保護観察付執行猶予の意味もよくわかっていない人を、刑務所に入れても意味がないと思われた。出来るだけ刑務所に入れないで地域で対応することの方がはるかに有益であると考えた。中度の知的障害がある人が刑務所に入ると、不適応を起こすことが多い。規則などに対応できずに保護房に入れられることが多いし、同房者からいじめにも合う。また、誤学習をする。不要な犯罪知識などばかり学習して悪いことを覚えて出所してくるので、どんどん再犯の犯罪内容がバージョンアップする。そのため、知的障害などのある人が刑務所に行っても百害あって一利無しである。障害のある人が、なぜ盗んだのか、その原因を探ることが非常に重要である。盗みに入った原因は、経済的にお金が無いからということもあるかもしれない。その場合であれば、経済的な環境を調整して、たとえば生活保護を受給することで、盗まなくても生活していける

ということになれば再犯は防げる。しかし、そういった環境調整をせずに、単に本人の内省だけでもって再犯を防止することは困難である。知的障害のある人は規範意識を構築するのが難しいということがあるので、外からの環境調整や福祉的支援が不可欠であると思われる。地域生活定着支援センターと連携して相談員に更生支援計画を作ってもらい、その結果起訴猶予になったという事案である。

次の事案だが、60歳代の女性で、精神障害3級を有していた。コンビニでシャンプーを一本盗ったというものである。1ヵ月前に同種事案で罰金40万円の略式命令を受けていた。起訴後、社会福祉士に同行接見してもらい、更生支援計画を作成してもらった。さらに情状証人でも出廷してもらったというものだった。前科としては罰金しかなかったので、何もしなくても執行猶予になった事案ではあるが、この件で執行猶予がついたとしても、何もその後の環境の調整をしなければ、同じことを繰り返すおそれがあった。執行猶予期間中に再犯をする可能性があるし、更に再度の執行猶予がついてもまた繰り返すと実刑になってしまう。なので、執行猶予が見えている事案でも支援が必要ということであれば早い段階で福祉の支援につなげていくことが肝要であると思う。彼女の場合は、金銭的に困窮しているということよりも、ストレスが原因でイライラして盗んでしまうということであった。そのため、ストレスになる原因を除去して、かつ、ストレスを発散できるような更生支援計画を社会福祉士に立ててもらった。

次は、30歳代の女性で精神保健福祉手帳を持っている事案である。ただ、手帳が失効しており、かつ、弁護士によると接見したところ発達障害の疑いがあるのではないかとということだった。やみ金業者からお金を借りて返せなくて、「返せないのだったら自分名義の預金通帳を作ってきて渡せ」と言われ、言われるままに預金口座を開いたもので、その通帳が振込詐欺に使用されたということだった。そもそもそれで詐欺の共犯になるのかという問題もあったのだが、弁護士としてはそこは争わないで執行猶予を狙うことにしたようである。ただ、執行猶予判決が出たからといって、そのまま放置しておいたらまた同様の手口にひっかかるかもしれないという危惧があったので、精神保健福祉士に協力を依頼した。また、住所が大阪府ではなく他県であったの

で、他県の基幹相談支援センターにお願いをし、さらにそこから同県の高齢者・障害者権利擁護支援センターにつながって支援をしてもらうことができた。結局、執行猶予3年の即日判決をもらって、判決後は精神保健福祉士の方に同県まで一緒に付き添ってもらった。

次は、40歳代女性で精神障害の疑いがある被告人の事案だった。大手スーパーで万引きをしたのだが、この人は店に入った時点から挙動不審であった。そこで、警備員が後ろから付いて行き、盗んだところを現行犯逮捕した。盗む前に一声注意してほしいと思うが、それはさておき、犯行8日前に万引きで懲役1年執行猶予3年の判決を受けていた。社会福祉士の同行接見後、更生支援計画を作成してもらったが、検察官が不同意とした。そこで、社会福祉士に法廷で情状証人として説明をしてもらい、結果、確定前の再犯であったので、前の事件とともに執行猶予となった。

次は、白昼堂々コンビニで強盗をした中度知的障害と精神障害の重複の男性の事案である。刑務所出所直後の犯行であった。責任能力を争って心神耗弱が認定された。ただ、知的障害があることでお金の管理が出来ないことから経済的困窮に陥り、その結果強盗に入っていることがあったので、その原因を払しょくするために、社会福祉士に協力してもらい、勾留中に保佐開始の申立てをすることとした。保佐開始の申立てについては、法テラスの法律扶助事業を利用した。保佐人の候補者がなかったので、家裁から弁護士会に推薦依頼があった。そこで、障害者刑事弁護のことがよくわかった弁護士を保佐人として推薦してもらった。弁護士会内でも連携を行ったものである。その結果、未決勾留日数が算入され、実質1年弱の懲役になった。出所後は、保佐人がキーパーソンとなり、福祉の支援につながっている。

3 大阪弁護士会における入口支援における課題

1 大阪モデルの利用要件

このような中での課題だが、大阪モデルの利用の際の要件としているのは次の三つである。

第一に被疑者・被告人の同意があることである。執行猶予が見込まれるからといって、弁護人が勝手に本人の同意なしに大阪モデルを利用するということはできない。本人の更生支援のために必要だから利用するわけであって、けっして、刑を軽くするという目的のために利用するのではない。本人の意欲が無いと福祉につないでも結果としてはよくない。

第二に「入口」支援なので原則として起訴猶予・執行猶予の可能性のあることが条件である。ただし、実刑になっても短期間で出てくるような場合は対象にする。可能性があればいいので、刑務所出所後短期間に再犯を繰り返している人でも、法的には起訴猶予にする可能性はあるので対象にする。

第三に障害の疑いがあること。なお、障害については「疑い」でいいので、確定診断が無くてもいいし、障害者手帳を持っている必要もない。ホームレスはほとんど何らかの社会的困難と支援が必要であり、障害があるということに含まれることが多い。

2 司法と福祉の視点の違いからくる課題

大阪社会福祉士会や大阪府地域生活定着支援センターの方たちとの協議の中で言われることは、情報の共有をどうするかということである。

問題点としては、公判段階の話ではあるが、検察官の開示資料については、少なくとも被疑者・被告人の刑事弁護のために使用するということが目的「内」での使用ということになる。守秘義務に関しても、本人の同意を最初に取り付けるので、違反はない。ただし、弁護人として、どこまで証拠についてコントロールするかは弁護人の方での判断となる。

また、更生支援計画書を作る場合には、最初に社会福祉士や精神保健福祉士がアセスメントをする必要がある。アセスメントする段階で、本人や家族から聞き取った情報をもとに、更生支援計画書を作成することになるが、聞き取った情報の中には余罪なども入ってくることもある。弁護人としては公訴事実に出てきてない余罪をそのまま更生支援計画書に書かれるのは問題があるということがある。その場合、作ってもらった更生支援計画書が証拠として提出できないということもある。福祉の側からは、せっかく作った更生支援計画書をどうして証拠として出してくれないのかという不満が出ること

になる。しかし、更生支援計画書は、刑事手続の中で、あくまで本人のために出す情状証拠であるので、弁護人としては、本人の不利益が記載されている証拠は出せない。このように、福祉の側と弁護人側とで、視点や立場の違いが出てくることがある。

さらに、成年後見制度の利用について、先ほど紹介した最後の事例などでも保佐人をつけたということだったが、別の事件でも後見人がついて情状証人でも出てもらい、執行猶予につながることも少なからずある。もとより、弁護人としても刑を軽くするためだけに成年後見を申し立てるわけではなく、その人の更生支援のために成年後見制度の利用が必要ということになれば、選択肢の一つとする。しかし、その点についても社会福祉士の人とは方向性が違うということもある。被疑者、被告人に対して個別具体的に判断して、成年後見の利用が本当に必要なかどうかを検討する必要がある。

3 費用等に関する課題

他に課題としては、成年後見人の報酬が問題となる。高齢者の場合は一定の預貯金がある場合もあるが、触法絡みの場合は資力が無い人が多い。そういう場合に後見人には報酬が出ない。後見制度利用支援事業があるが、同事業は各市町村が要綱を作成しているので、市長申立てないと利用できない要綱になっているところが多い。しかも、触法がらみの場合は、なかなか市長申立をしてくれない市町村がほとんどである。厚労省が通達を出すなどして、障害者虐待と同様に、触法についても市長申立を積極的にするよう促してほしい。だが、予算に限りがあることもあり、後見制度利用支援事業は利用できず、後見人等としては無報酬でしかないのが実情である。

また、後見人等の住所の登記について、弁護士が後見人等になる場合は事務所を登記の住所にできるのだが、社会福祉士の場合、法人後見でない場合は自宅の住所しか登記の住所にできない。このために二の足を踏む人が多いので、社会福祉士の方も事務所を登記住所にできないかという問題が出ている。

さらに、費用負担の問題がある。地域生活定着支援センターは「入口」支援も相談支援業務ということで一応委託事業の業務の中に入っているのだが、

社会福祉士会としてそういう制度がないので全くのボランティアになっており、その費用をどうするのかという問題がある。日本社会福祉士会が厚労省のモデル事業で、2013年度は大阪と横浜で実施したが、支出は交通費が精いっぱいでは手当は出せなかった。2014年度は大阪と横浜のほかに、札幌でもやるということになっている。しかし、依然、費用負担のあり方についてどうするのかということが問題となっている。国選弁護の場合、手話通訳の方とかが接見で同行してくれると、法テラスが通訳費用を出してくれるが、社会福祉士が同行接見するとなると、その費用は出してくれない。更生支援計画書の作成費用を法テラスに請求しても認めてくれない。弁護活動としては必要不可欠なものなので費用として認めてくれればと思っている。

4 立法の必要性

課題としてはこのほかに、障害者刑事弁護人にしても地域定着定着支援センターにしても、運用でやっているのが現状である。なので、きちんとした法整備が必要ではないかと思っている。内容の決め方としてはいろいろあるが、刑事訴訟法の仕組みを全部変えるとなると大変である。そこで一つのやり方としては、少年法のような仕組みを作ることが考えられている。南高愛隣会の田島氏などはそう考えている(3)。ただし、少年の場合は年齢で一律に分かるのでいいが、高齢者の場合は65歳以上の中には支援が必要な人もそうでない人もいる。障害のある人の場合はその線引きがもっと難しい。障害や高齢といった属性では保安処分につながるのではないかという危惧がある。やるとすれば、個々の行為に関しての法律が必要ではないかと思う。個人的には個々の事件ごとに、更生支援が必要な場合に、入所や通院処遇が可能となる個別の仕組みが必要であると思うし、そのような法律があればシェルターなども作りやすくなるのではないかと思っている(4)。

